

市民税係からのお知らせ

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

★給与支払報告書の提出と特別徴収の推進について

法令により、1月1日現在、給与の支払をする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、2月1日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を1月1日現在の住所地の市町村に提出しなければなりません。

給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合には、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや適正な課税がされないこととなります。

なお、「給与支払報告書を提出しなかった者または虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した者」は、法令違反となります。

また、市町村は、年度の初日に給与の支払をする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者を特別徴収義務者として指定し、住民税を給与差し引き（※特別徴収）する義務があります。納

税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解、ご協力をお願いします。なお、東京都62区市町村でも特別徴収の推進を行っています。
※特別徴収とは、事業所（給与支払者）が、従業員の毎月の給与から住民税を特別徴収（給与差し引き）して、市町村に納めていただく制度です。



〈従業員の方のメリット〉年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から差し引きされるため、納め忘れがなくなります。

★軽自動車税の税率改正について

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率（年額）が次のとおり変更となります。

①原動機付自転車、125cc超の二輪車などの車両の税率

平成28年度から別表①のとおり引き上げとなります。

②軽四輪等の車両の税率

平成27年4月1日以降、新規に取得された軽四輪等の税率が、自家用乗用車等は1.5倍に、

その他の区分の車両は約1.25倍に、それぞれ別表②のとおり引き上げとなります。

また、環境性能の優れた軽四輪等の普及を促進するため、平成27年度中に最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する軽四輪等について、平成28年度分の軽自動車税に限り税率が軽減されます。一方で、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪等を対象に、平成28年度より重課が導入されます。

▼別表②：軽四輪などの車両（「最初の新規検査年月」によって税率が異なります。）

区分	現行税率（年額）		新税率（年額）		重課税率（年額）
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両		平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両		
三輪	3,100円		3,900円		4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月のことです。電気軽自動車・天然ガス軽自動車・メタノール軽自動車・混合メタノール軽自動車・ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車及びびげん引自動車は重課税率の対象から除外されます。

◎平成27年度中に最初の新規検査を受けた対象車両について、平成28年度分限り、燃費性能に応じて軽課が適用されます。

区分	電気自動車 天然ガス自動車（※）		ガソリン車・ハイブリッド車	
	A		B	
三輪	1,000円		2,000円	3,000円
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円
		営業用	1,000円	1,900円

（※）平成21年排出ガス規制に適合し、かつ平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

【燃費性能】〈A乗用〉平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成32年度燃費基準+20%達成 〈A貨物用〉平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ平成27年度燃費基準+35%達成 〈B乗用〉平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★）かつ平成32年度燃費基準達成 〈B貨物用〉平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★）かつ平成27年度燃費基準+15%達成

▼別表①：原動機付自転車や125cc超の二輪車などの車両

区分	現行税率（年額）		新税率（年額）	
	平成27年度まで		平成28年度から	
原付	50cc以下	1,000円	2,000円	
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円	
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円	
	ミニカー	2,500円	3,700円	
軽自動車	二輪（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円	
	専ら雪上を走行するもの	2,400円	3,600円	
小型二輪（250cc超）	4,000円	6,000円		
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,400円	
	その他	4,700円	5,900円	

福生市まちづくりに資する寄附金（ふるさと納税）

11月1日から30日までの間に乙津秀守様ほか匿名で2名の方から4万5千円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。

（平成27年度累計29件：303万3,623円）
【問合せ】 契約管財課管財係 ☎ 551・1535

固定資産に関するお知らせ

■新築家屋調査のお願い

平成27年中に新築された家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

■平成27年中に家屋を取り壊された場合

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が平成28

価格（評価額）を算出する

ため、家屋の外部・内部を調査させていただきます。調査がまだ済んでいない家屋は、職員が調査のお願いにまいりますので、ご協力をお願いします。調査は一般的な家屋の場合、30分程度で終了します。

■増築家屋について

平成27年中に増築された家屋は、平成28年度から固定資産税・都市計画税が課税されることとなります。このため、増築部分の評価を行う必要があります。家屋を増築された方はご連絡ください。

■住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

現在お住まいの住宅のうち、耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事のいずれかを行った場合、申告により固定資産税が減額になる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

1月の無料相談 【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

※予約開始日が土・日・祝日の場合、翌日以降最初の平日から予約開始となります。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談 ・行政相談	6日(木)	午後1時30分～4時30分	市役所1階 第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			
相続遺言等暮らしの 手続き相談	12日(火)			
税務相談	28日(木)			
法律相談	8日(金)・13日(水)・20日(水)・27日(水)	午後1時30分～4時	市役所1階 第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	21日(木)			
少年相談	15日(金)			
介護保険相談	毎週月・火・木曜日	午前9時～午後4時	市役所1階 介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。 ☎ 539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前10時～午後5時	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。 教育委員会教育相談室 ☎ 551・7700
消費者相談	毎週月・木曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	シティセールス推進課 ☎ 551・1699
事業資金相談	21日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎ 551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【その他の相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談（☎ 551・1511 市役所代表）、心の相談、成年後見制度相談、苦情相談、権利擁護相談、心配ごと相談（☎ 552・5027 福祉センター）

【12月の納税のお知らせ】 12月は固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。12月28日(月)までに納めてください。口座振替は12月28日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578